

地域間幹線系統確保維持計画（※）の変更について

※沖縄県地域公共交通計画別紙

1 議題

共同運行便（琉球バス交通・沖縄バス）系統 65/66 本部半島線（本線・支線 4）にかかる地域間幹線系統確保維持計画の変更

＜対象＞ 本部半島線【本線】【謝花経由】【瀬底・備瀬経由】【高校経由 2 支線】

2 変更内容

本部半島線は、現在、本線及び 2 支線（謝花経由、瀬底・備瀬経由）が欠損補助の対象となっており、今回の計画変更により、残りの 2 支線（高校経由 2 支線）を欠損補助の対象に追加するもの。

3 変更の必要性

当該支線は、本部半島（本部町及び今帰仁村）を外周し、名護高校及び名護商工高校を経由する唯一の便であり、また、支線の利用状況等により、その需要が確認できることから、地域住民の通学の足として、運行継続を維持確保する必要があると認められる。

4 協議会に諮る理由

- (1) 今回追加の 2 支線については、本線と異なる区間の距離が「20%以内かつ 20km 以内」となっており、地域の実情にかんがみ必要と協議会が認める場合には、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことができる（地域公共交通確保維持改善事業実施要領 2 (1)④）。上記 3 の必要性から、地域の実情にかんがみ協議会が必要と認める運行系統として、欠損補助の適用としたい。
- (2) 地域公共交通計画に記載された事業内容を変更するときはあらかじめ協議会の議論を経て国土交通大臣の認定を受けるものとなっている（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項）。

5 協議会部会（生活交通確保維持協議部会）での協議結果

別紙の協議結果のとおり承認済み。

企 交 第 610 号
令和7年3月31日

沖縄県生活交通確保維持協議部会委員 各位

沖縄県生活交通確保維持協議部会会長
(公 印 省 略)

令和6年度第3回沖縄県生活交通確保維持協議部会の協議結果について（通知）

平素から、本県の交通行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

みだしのことについて、沖縄県生活交通確保維持協議部会設置要綱第6条の規定に基づき、書面により協議を実施した議案1件につきまして、協議結果を下記のとおり報告いたします。

記

- 1 協議結果：別紙のとおり

【問い合わせ先】

沖縄県生活交通確保維持協議部会事務局
沖縄県企画部交通政策課 陸上交通班(担当:内嶺)
TEL:098-866-2045 FAX:098-866-2448
e-mail : uchimisa@pref.okinawa.lg.jp

令和6年度第3回沖縄県生活交通確保維持協議部会 協議結果

1 協議事項

【議題】①本部半島線における高校経由2支線について、同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準の変更についてについて

補助対象系統:本部半島線【本線】、【謝花経由】、【瀬底・備瀬経由】、【高校経由2支線】

2 書面回答の状況

委員42名※中33名から回答あり → 過半数からの意思表示があったため協議会は成立

※協議会会長及び沖縄県交通政策課長を除く

3 協議結果

回答を得た委員33名全員から承認を得たことから、同協議事項は承認とする。

4 質疑一覧と事務局回答

団体	ご意見	事務局回答
那覇市	今回経由を追加する理由(高校からの要望があった等)をご承知でしたら、共有いただけますでしょうか。	バス事業者による「本部半島線 旅客人員実態調査」の統計から、当系統(支線)における需要が確認できるため、地域住民の通学の足の確保とするため今回の特例を適用したい。とバス事業者から理由をご提示いただいております。

令和6年度 第3回生活交通確保維持協議部会 ◆次第◆

日時：令和7年3月13日(木)～3月21日(金)

形式：書面決議

1 議題

本部半島線における高校経由2支線について、同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準の変更について

対象運行系統：本部半島線【本線】、【謝花経由】、【瀬底・備瀬経由】、【高校経由 2支線】

2 変更(系統)理由

本部半島線における高校経由2支線について、地域公共交通確保維持改善事業実施要領(2-(1)-④)に基づき、基本的な取り扱いである「主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系統」によると、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことができないことから、「10%以内かつ10km以内」を「20%以内かつ20km以内」に、読み替えて適用することとしたい。

3 協議が必要となる理由

① 当計画変更は、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」(2-(1)-②-ア)に基づき軽微な変更に該当するものの、同要領(2-(1)-③)及び「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」第9条第1項に基づき、地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について活性化法法定協議会の議論を経て国土交通大臣の認定を受けるものとなっている。

② 「地域公共交通確保維持改善実施要領」2-(1)-④-イに基づき、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことができないことから、「10%以内かつ10km以内」を「20%以内かつ20km以内」に、読み替えて適用するにおいて、協議会の認定を受けるものとなっている。

配付資料

P 1	次第
P 2	新旧対照表
P 10	令和7年度地域間幹線系統確保維持計画(変更案) 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する 運行系統の概要及び運送予定者 表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、 負担金及びその負担額(地域間幹線系統用)
P 19	系統65/66本部半島線 本線逸脱キロ表
P 20	系統65/66本部半島線 路線図
P 21	沖縄県地域公共交通協議会規約等
P 27	地域公共交通確保維持改善事業実施要領(抜粋版)
P 32	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(抜粋版)

新旧対照表

新						
3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者						
系統番号	系統名	起点－経由地－終点	運送予定者	運行	運行本数 （往復）	
65	本部半島線	名護－渡久地－名護	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日	27
					土曜	26
					日曜	26
66					祝日	26

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称・・・表2

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 （年間）	負担者及び負担額		
				国	県	事業者等
65/66	本部半島線	共同運行 ※	85,941	9,802	9,802	66,337
67	辺土名線	共同運行 ※	39,981	6,443	6,443	27,095
計			298,621	43,808	43,808	211,005

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 （年間）	負担者及び負担額		
				国	県	事業者等
65/66	本部半島線	共同運行 ※	85,912	9,798	9,798	66,316
67	辺土名線	共同運行 ※	39,953	6,438	6,438	27,077
計			285,376	42,988	42,988	199,400

系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 （年間）	負担者及び負担額		
				国	県	事業者等
65/66	本部半島線	共同運行 ※	85,928	9,800	9,800	66,328
67	辺土名線	共同運行 ※	39,972	6,441	6,441	27,090
計			285,559	43,026	43,026	199,507

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

運送予定者名		運行系統名 （申請番号）			確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)
共同運行 （沖縄バス・琉球バス交通）		(7)	65/66	本部半島線	9,802

旧						
3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者						
系統番号	系統名	起点－経由地－終点	運送予定者	運行	運行本数 （往復）	
65	本部半島線	名護－渡久地－名護	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日	25
					土曜	26
					日曜	26
66					祝日	26

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称・・・表2

	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 （年間）	負担者及び負担額		
					国	県	事業者等
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	82,256	9,786	9,786	62,684
	67	辺土名線	共同運行 ※	39,981	6,443	6,443	27,095
	計			294,936	43,792	43,792	207,352

	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 （年間）	負担者及び負担額		
					国	県	事業者等
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	82,315	9,793	9,793	62,729
	67	辺土名線	共同運行 ※	39,953	6,438	6,438	27,077
	計			281,779	42,983	42,983	195,813

	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 （年間）	負担者及び負担額		
					国	県	事業者等
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	82,332	9,795	9,795	62,742
	67	辺土名線	共同運行 ※	39,972	6,441	6,441	27,090
	計			281,963	43,021	43,021	195,921

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

運送予定者名		運行系統名 （申請番号）			確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)
共同運行 （沖縄バス・琉球バス交通）		(7)	65/66	本部半島線	9,786

5	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
	地域間幹線系統確保維持計画により運行を確保維持する今回系統の土日、祝日を含めた1日当たりの運行回数は、全て3回以上となっている。
6	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準二に基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 …表4
	準ずる市町村:うるま市、糸満市
	※中心市町村:那覇市、石垣市、名護市、沖縄市、平良市(平成13年3月時点の市町村)
7	地域公共交通確保維持改善事業実施要領(2-(1)-④-イ)に基づき、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認めた運行系統
	対象運行系統:名護東線【本線】、【豊原・名護高校経由】、【豊原経由】、【平敷屋経由】 :本部半島線【本線】、【謝花経由】、【瀬底・備瀬経由】、【高校経由 2支線】
8	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組
	別紙:「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組」のとおり。
9	外客来訪促進計画との整合性
	本県においては、観光振興ロードマップが策定されており、外国人観光客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律に基づく外客来訪促進計画は策定されていないため、該当なし。

5	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
	地域間幹線系統確保維持計画により運行を確保維持する今回系統の土日、祝日を含めた1日当たりの運行回数は、全て3回以上となっている。
6	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表1(第6条第1項関連)の補助対象事業の基準二に基づき、沖縄県生活交通確保維持協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 …表4
	準ずる市町村:うるま市、糸満市
	※中心市町村:那覇市、石垣市、名護市、沖縄市、平良市(平成13年3月時点の市町村)
7	地域公共交通確保維持改善事業実施要領(2-(1)-④-イ)に基づき、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認めた運行系統
	対象運行系統:名護東線【本線】、【豊原・名護高校経由】、【豊原経由】、【平敷屋経由】
8	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組
	別紙:「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組」のとおり。
9	外客来訪促進計画との整合性
	本県においては、観光振興ロードマップが策定されており、外国人観光客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律に基づく外客来訪促進計画は策定されていないため、該当なし。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担金及びその負担額（地域間幹線系統用）

R7

運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均 乗車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域におけ るキロ程		系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線と の競合率	補助ブ ロック外乗 入部分、 同一補助 ブロック都 道府県外 乗入部分 及び他路 線との競 合部分以 外のキロ 程の比率
	起点	主な 経由 地	終点																	
①=カッ コ内	②	①×② =③	チ	オ	オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ +ヌ+ ル))÷チ =ユ										
本幹 系統	各駅 BT	鹿ノ地	各駅 BT	365 日	9734.0回 (26.6)	1.8	47.8 人	往54.0 km (平均) 復54.0 km	54.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%
辺土名	各駅 BT	大宮駅	辺土名	365 日	4259.0回 (11.6)	2.2	25.5 人	往31.6 km 復31.6 km	31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%
系統								往85.6 km 復85.6 km	85.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		

補助ブロック 外乗入部 分、同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分及び 他路線との 競合部分以 外のキロ程 の比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経 費 の限度額	タ又はレのうちいずれ か少ないほうの額	
			基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
			経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ''= d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'= e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=f					
(チー(リ+ ヌ))÷チ= ゾ	ワ	ヘ×ワ以下の額:カ	(d+e+f)/3 =ノ								ノ×ワ以上の額:ヨ	カ-ヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ		
100.00%	521,492.6km	128,761,737円	82. 円 11 銭	54,871,534円	626136.8km	87.円63銭	51,752,832円	629156.0km	82.円25銭	47,386,864円	619837.0km	76.円45銭	42,819,757 円	85,941,980 円	57,942,781 円	57,942,781 円
100.00%	269,071.2km	66,436,369円	98. 円 32 銭	38,574,367円	399958.0km	96.円44銭	38,701,507円	399813.0km	96.円79銭	40,127,163円	394333.8km	101.円75銭	26,455,080 円	39,981,289 円	29,896,366 円	29,896,366 円
	790563.8km	195,198,106円		93,445,901円	1026094.8km		90,454,339円	1028969.0km		87,514,027円	1014170.8km		69,274,837 円	125,923,269 円	87,839,147 円	87,839,147 円

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担金及びその負担額（地域間幹線系統用）

R7

運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程		系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線と の競合率		補助ブロッ ク外乗入 部分、同一 補助ブロッ ク都道府 県外乗入 部分及び 他路線と の競合部 分以外の キロ程の 比率
	起点	主な 経由地	終点																			
								①=カコ 内	②	①×② =③	チ	オ	オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ) +ヌ+ル) ÷チ=マ				
本府 平島	各駅 BT	鹿ノ地	各駅 BT	365 日	9316.0回 (25.5)	1.8	45.9 人	往54.0 km (平均) 復54.0 km	54.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%		
辺土名	各駅 BT	大宮駅	辺土名	365 日	4259.0回 (11.6)	2.2	25.5 人	往31.6 km 復31.6 km	31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%		
系統								往85.6 km 復85.6 km	85.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km				

補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	
			基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
			経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 ヤ''÷マ''ニ d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'ニ e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行 キロ当たり経常収益 ヤ÷マニ f					
			ノ×ワ以上の値:ヨ													
(チー(リ+ズ))÷チニ ヲ	ワ	ヘ×ワ以下の値:カ	(d+e+f)/3 =ノ										ノ			
100.00%	499,129.6km	123,240,089円	82. 円 11 銭	54,871,534円	626136.8km	87.円63銭	51,752,832円	629156.0km	82.円25銭	47,386,864円	619837.0km	76.円45銭	40,983,531 円	82,256,558 円	55,458,040 円	55,458,040 円
100.00%	269,071.2km	66,436,369円	98. 円 32 銭	38,574,367円	399958.0km	96.円44銭	38,701,507円	399813.0km	96.円79銭	40,127,163円	394333.8km	101.円75銭	26,455,080 円	39,981,289 円	29,896,366 円	29,896,366 円
	768200.8km	189,676,458円		93,445,901円	1026094.8km		90,454,339円	1028969.0km		87,514,027円	1014170.8km		67,438,611 円	122,237,847 円	85,354,406 円	85,354,406 円

R7

ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合							
							都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
57,942,781 円	57,942,781 円	19,604,700 円	19,604 千円	9,802.0 千円	85,941,980円	76,139,980円	9,802,000円	12.8%	27,999,199円	36.8%	0円	0.0%	38,338,781円	50.4%
29,896,366 円	29,896,366 円	12,886,364 円	12,886 千円	6,443.0 千円	39,981,289円	33,538,289円	6,443,000円	19.2%	10,084,923円	30.1%	0円	0.0%	17,010,366円	50.7%
87,839,147 円	87,839,147 円	32,491,064 円	32,490 千円	16,245.0 千円	125,923,269円	109,678,289円	16,245,000円	%	38,084,122円	%	0円	%	55,349,147円	%

R7

ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合							
							都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
55,458,040 円	55,458,040 円	19,573,425 円	19,573 千円	9,786.5 千円	82,256,558円	72,470,058円	9,786,500円	13.5%	26,798,518円	37.0%	0円	0.0%	35,885,040円	49.5%
29,896,366 円	29,896,366 円	12,886,364 円	12,886 千円	6,443.0 千円	39,981,289円	33,538,289円	6,443,000円	19.2%	10,084,923円	30.1%	0円	0.0%	17,010,366円	50.7%
85,354,406 円	85,354,406 円	32,459,789 円	32,459 千円	16,229.0 千円	122,237,847円	106,008,347円	16,229,500円	%	36,883,441円	%	0円	%	52,895,406円	%

運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通 再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入 部分、同一 補助ブロック都道府 県外乗入部分及び 他路線との競合部 分以外の キロ程の 比率
	起点	主な 経由地	終点					チ	オ			リ	ヌ	ル	ル÷チ				
①=カッコ内	②	①×② =③	チ	オ	オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ＋ヌ＋ル)) ÷チ=マ									
本線 半島	名駅 BT	渡ヶ地	名駅 BT	365 日	9731.0回 (26.6)	1.8	47.8 人	往54.0 km 復54.0 km	(平均) 54.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	100.00%	
迎土名	名駅 BT	大宜味	迎土名	365 日	4256.0回 (11.6)	2.2	25.5 人	往31.6 km 復31.6 km	31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%	
系統								往85.6 km 復85.6 km	85.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km			

補助ブロック 外乗入部分、同一補助 ブロック都 道府県外乗 入部分及び 他路線との 競合部分以 外のキロ程 の比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経 費 の限度額	タ又はレのうちいづれ か少ないほうの額	
			基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
			経常収益 ヤ ^a	実車走行 キロ マ ^a	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ ^a ÷マ ^a = d	経常収益 ヤ ^a	実車走行 キロ マ ^a	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ ^a ÷マ ^a = e	経常収益 ヤ ^a	実車走行 キロ マ ^a	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ ^a ÷マ ^a = f					
(チー(リ十 又))÷チニ ヲ	ワ	ヘ×ワ以下の額、カ	(d+e+f)/3 =ノ								ノ×ワ以上の額、ヨ	カ一ヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ		
100.00%	521,311.8km	128,717,090円	82. 円 11 銭	54,871,534円	626136.8km	87.円63銭	51,752,832円	629156.0km	82.円25銭	47,386,864円	619837.0km	76.円45銭	42,804,911 円	85,912,185 円	57,922,693 円	57,922,693 円
100.00%	268,882.8km	66,389,852円	98. 円 32 銭	38,574,367円	399958.0km	96.円44銭	38,701,507円	399813.0km	96.円79銭	40,127,163円	394333.8km	101.円75銭	26,436,556 円	39,953,296 円	29,875,433 円	29,875,433 円
	790194.6km	195,106,948円		93,445,901円	1026094.8km		90,454,339円	1028969.0km		87,514,027円	1014170.8km		69,241,467 円	125,865,481 円	87,798,126 円	87,798,126 円

運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	
	起点	主な経由地	終点					チ	オ				オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル			ル÷チ
本郡半島	名護BT	渡ヶ地	名護BT	365 日	9323.0回 (25.5)	1.8	45.9 人	往54.0 km 復54.0 km	(平均) 54.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	100.00%	
辺土名	名護BT	大宜味	辺土名	365 日	4256.0回 (11.6)	2.2	25.5 人	往31.6 km 復31.6 km		往0.0 km 復0.0 km		0.00%	往0.0 km 復0.0 km		往0.0 km 復0.0 km		0.00%	100.00%	
系統								往85.6 km 復85.6 km		往0.0 km 復0.0 km			往0.0 km 復0.0 km		往0.0 km 復0.0 km		往0.0 km 復0.0 km		

補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック 都道府県外 乗入部分及 び他路線と の競合部分 以外のキロ 程の比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経 費 の限度額	タ又はレのうちいず れか少ないほうの額					
			基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間											
			経常収益 ヤ ^a	実車走行 キロ マ ^a	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ ^a ÷マ ^a = d	経常収益 ヤ ^a	実車走行 キロ マ ^a	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ ^a ÷マ ^a = e	経常収益 ヤ ^a	実車走行 キロ マ ^a	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ ^a ÷マ ^a = f									
(ター(リナ ス))÷チニ マ	ワ	ヘ×ワ以下の額:カ	(d+e+f)/3 =ノ								ノ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×g/20=レ	ソ						
				100.00%	499,483.8km	123,327,545円	82. 円 11 銭	54,871,534円	626136.8km	87.円63銭	51,752,832円	629156.0km	82.円25銭	47,386,864円	619837.0km	76.円45銭	41,012,614 円	82,314,931 円	55,497,395 円	55,497,395 円
				100.00%	268,882.8km	66,389,852円	98. 円 32 銭	38,574,367円	399958.0km	96.円44銭	38,701,507円	399813.0km	96.円79銭	40,127,163円	394333.8km	101.円75銭	26,436,556 円	39,953,296 円	29,875,433 円	29,875,433 円

R 8

ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合							
							都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヲ＝ツ		ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ								
57,922,693 円	57,922,693 円	19,597,903 円	19,597 千円	9,798.5 千円	85,912,185円	76,113,685円	9,798,500円	12.8%	27,989,492円	36.8%	0円	0.0%	38,325,693円	50.4%
29,875,433 円	29,875,433 円	12,877,341 円	12,877 千円	6,438.5 千円	39,953,296円	33,514,796円	6,438,500円	19.2%	10,077,863円	30.1%	0円	0.0%	16,998,433円	50.7%
87,798,126 円	87,798,126 円	32,475,244 円	32,474 千円	16,237.0 千円	125,865,481円	109,628,481円	16,237,000円	%	38,067,355円	%	0円	%	55,324,126円	%

R 8

ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合							
							都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
ソ×ヲ＝ツ	ソ×ヲ＝ツ		ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ								
55,497,395 円	55,497,395 円	19,587,315 円	19,587 千円	9,793.5 千円	82,314,931円	72,521,431円	9,793,500円	13.5%	26,817,536円	37.0%	0円	0.0%	35,810,385円	49.5%
29,875,433 円	29,875,433 円	12,877,341 円	12,877 千円	6,438.5 千円	39,953,296円	33,514,796円	6,438,500円	19.2%	10,077,863円	30.1%	0円	0.0%	16,998,433円	50.7%
85,372,828 円	85,372,828 円	32,464,656 円	32,464 千円	16,232.0 千円	122,268,227円	106,036,227円	16,232,000円	%	36,895,399円	%	0円	%	52,908,828円	%

R9

運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程		系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線と の競合率	補助ブ ロック外乗 入部分、 同一補助 ブロック都 道府県外 乗入部分 及び他路 線との競 合部分以 外のキロ 程の比率
	起点	主な 経由地	終点																	
				①=カッコ 内	②	①×② =③	チ	オ	オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ +ヌ+ ル))÷チ =ユ						
本 線 半 島	名 護 BT	渡 々 地	名 護 BT	365 日	9733.0回 (26.6)	1.8	47.8 人	往54.0 km (平均)	往0.0 km (平均)	0.00%	往0.0 km (平均)	往0.0 km (平均)	往0.0 km (平均)	往0.0 km (平均)	0.00%	100.00%				
								復54.0 km 54.0 km	復0.0 km 0.0 km		復0.0 km 0.0 km	復0.0 km 0.0 km	復0.0 km 0.0 km							
迎 士 名	名 護 BT	大 宜 味	迎 士 名	365 日	4258.0回 (11.6)	2.2	25.5 人	往31.6 km	往0.0 km	0.00%	往0.0 km	往0.0 km	往0.0 km	往0.0 km	0.00%	100.00%				
								復31.6 km 31.6 km	復0.0 km 0.0 km		復0.0 km 0.0 km	復0.0 km 0.0 km	復0.0 km 0.0 km							
系統								往85.6 km	往0.0 km		往0.0 km	往0.0 km	往0.0 km	往0.0 km						
								復85.6 km 85.6 km	復0.0 km 0.0 km		復0.0 km 0.0 km	復0.0 km 0.0 km	復0.0 km 0.0 km	復0.0 km 0.0 km						

補助ブロック 外乗入部分、同一補助 ブロック都 道府県外乗 入部分及び 他路線との 競合部分以 外のキロ程 の比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経 常費用から経 常収益を控除した額	補助対象経 費 の限度額	タ又はレのうちいずれ か少ないほうの額	
			基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
			経常収益 ヤ ^a	実車走行 キロ マ ^a	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ ^a ÷マ ^a = d	経常収益 ヤ ^a	実車走行 キロ マ ^a	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ ^a ÷マ ^a = e	経常収益 ヤ ^a	実車走行 キロ マ ^a	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ ^a ÷マ ^a = f					
(チー(リ+ ヌ))÷チニ ブ	ワ	ヘ×フ以下の額:カ	(d+e+f)/3 =ノ			ノ×フ以上の額:ヨ			カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ					
100.00%	521,413.0km	128,742,083円	82 円 11 銭	54,871,534円	626136.8km	87.円63銭	51,752,832円	629156.0km	82.円25銭	47,386,864円	619837.0km	76.円45銭	42,813,221 円	85,928,862 円	57,933,937 円	57,933,937 円
100.00%	269,008.4km	66,420,864円	98 円 32 銭	38,574,367円	399958.0km	96.円44銭	38,701,507円	399813.0km	96.円79銭	40,127,163円	394333.8km	101.円75銭	26,448,905 円	39,971,959 円	29,889,388 円	29,889,388 円
	790421.4km	195,162,947円		93,445,901円	1026094.8km		90,454,339円	1028969.0km		87,514,027円	1014170.8km		69,262,126 円	125,900,821 円	87,823,325 円	87,823,325 円

R9

運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程		系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線と の競合率	補助プロ ック外乗 入部 分、同 一補 助ブ ロッ ク都 道府 県外 乗入 部 分 及 び 他 路 線 と の 競 合 部 分 以 外 の キ ロ 程 の 比 率
	起点	主 な 経 由 地	終点																		
				①＝カッコ 内	②	①×② ＝③	チ		オ		オ÷チ＝ク		リ		ヌ		ル		ル÷チ	(チー(リ＋ ヌ＋ル)) ÷チ＝ラ	
本部 半島	名護 BT	渡々地	名護 BT	365 日	9325.0回 (25.5)	1.8	45.9 人	往54.0 km	(平均)	往0.0 km	(平均)	0.00%	往0.0 km	(平均)	往0.0 km	(平均)	往0.0 km	(平均)	0.00%	100.00%	
								復54.0 km	54.0 km	復0.0 km	0.0 km		復0.0 km	0.0 km	復0.0 km	0.0 km	復0.0 km	0.0 km			
迎士名	名護 BT	大宜味	迎士名	365 日	4258.0回 (11.6)	2.2	25.5 人	往31.6 km		往0.0 km		0.00%	往0.0 km		往0.0 km		往0.0 km		0.00%	100.00%	
								復31.6 km	31.6 km	復0.0 km	0.0 km		復0.0 km	0.0 km	復0.0 km	0.0 km	復0.0 km	0.0 km			
系統								往85.6 km		往0.0 km			往0.0 km		往0.0 km		往0.0 km				
								復85.6 km	85.6 km	復0.0 km	0.0 km		復0.0 km	0.0 km	復0.0 km	0.0 km	復0.0 km	0.0 km			

補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	
			基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
			経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'= d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'= e	経常収益 ヤ	実車走行 キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ'= f					
(ター(リ+ヌ))÷ニ ブ	ワ	ヘ×フ以下の額:カ	(d+e+f)/3 =ノ								ノ×フ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ		
100.00%	499,585.0km	123,352,532円	82 円 11 銭	54,871,534円	626136.8km	87.円63銭	51,752,832円	629156.0km	82.円25銭	47,386,864円	619837.0km	76.円45銭	41,020,924 円	82,331,608 円	55,508,639 円	55,508,639 円
100.00%	269,008.4km	66,420,864円	98 円 32 銭	38,574,367円	399958.0km	96.円44銭	38,701,507円	399813.0km	96.円79銭	40,127,163円	394333.8km	101.円75銭	26,448,905 円	39,971,959 円	29,889,388 円	29,889,388 円
	768593.4km	189,773,396円		93,445,901円	1026094.8km		90,454,339円	1028969.0km		87,514,027円	1014170.8km		67,469,829 円	122,303,567 円	85,398,027 円	85,398,027 円

R 9

ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合							
							都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
57,933,937 円	57,933,937 円	19,601,708 円	19,601 千円	9,800.5 千円	85,928,862円	76,128,362円	9,800,500円	12.8%	27,894,925円	36.8%	0円	0.0%	38,332,937円	50.4%
29,889,388 円	29,889,388 円	12,883,356 円	12,883 千円	6,441.5 千円	39,971,959円	33,530,459円	6,441,500円	19.2%	10,082,571円	30.1%	0円	0.0%	17,006,388円	50.7%
87,823,325 円	87,823,325 円	32,485,064 円	32,484 千円	16,242.0 千円	125,900,821円	109,658,821円	16,242,000円	%	38,077,496円	%	0円	%	55,339,325円	%

R 9

ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合							
							都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
							負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
55,508,639 円	55,508,639 円	19,591,284 円	19,591 千円	9,795.5 千円	82,331,808円	72,536,108円	9,795,500円	13.5%	26,822,969円	37.0%	0円	0.0%	35,917,639円	49.5%
29,889,388 円	29,889,388 円	12,883,356 円	12,883 千円	6,441.5 千円	39,971,959円	33,530,459円	6,441,500円	19.2%	10,082,571円	30.1%	0円	0.0%	17,006,388円	50.7%
85,398,027 円	85,398,027 円	32,474,640 円	32,474 千円	16,237.0 千円	122,303,567円	106,066,567円	16,237,000円	%	36,905,540円	%	0円	%	52,924,027円	%

◆ 地域間幹線系統確保維持計画 ◆

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

生活交通路線は、学生、高齢者等のいわゆる交通弱者を含めた地域住民にとって日常生活の足として欠かせない移動手段であるが、利用者減少等の結果、運賃収入のみによる運行の維持確保が困難となっている。

このことから、生活交通路線に対し引き続き支援を行い、通勤、通学、通院等、住民の生活に必要な交通手段を確保する必要がある。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果、定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体

沖縄県生活交通確保維持協議会内に設置している生産性向上検討作業部会において、サービス・利便性の向上による補助対象系統の利用者確保、利用状況に応じた運行形態の見直し等の協議を行う。

実施主体の関係市町村及びバス事業者は、補助対象系統の生産性向上検討作業部会で協議した取組（周知広報、運行計画の見直しやフリー乗車券のPR活動等）を実施し、運送収入1%の収支改善に努める。

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- 計 画 期 間 ： 令和7年度 から 令和9年度
- 運送予定者の選定 ： 補助対象路線の運行に係る企画競争により選定
- 運送系統の概要 ： 選定した運送予定者が運行する系統毎の運行本数等は下表のとおり
- 輸 送 量 等 ： 別添資料1「路線別の運行回数、輸送量等の目標（計画）値」のとおり

系統番号	系統名	起点－経由地－終点	運送予定者	運行	運行本数 (往復)	備 考
77	名護東線	屋慶名－辺野古－名護	沖縄バス(株)	毎日	平日 12 土曜 10 日曜 10 祝日 10	
52	与勝線	那覇－渡口－屋慶名	沖縄バス(株)	毎日	平日 17 土曜 17 日曜 11 祝日 11	
82	玉泉洞糸満線	糸満－具志頭－玉泉洞	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11	
105	豊見城市内一周線	豊崎－渡橋名－豊崎	(株)琉球バス交通	毎日	平日 16 土曜 8 日曜 8 祝日 8	
51	百名線(船越経由)	那覇－船越－百名	(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 6.5 日曜 6.5 祝日 6.5	
62	中部線	読谷－コザ－砂辺	(株)琉球バス交通	毎日	平日 25.5 土曜 26 日曜 26 祝日 26	
65 66	本部半島線	名護－渡久地－名護	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日 27 土曜 26 日曜 26 祝日 26	
67	辺土名線	名護－大宜味－辺土名	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	平日 12 土曜 11 日曜 11 祝日 11	

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額、補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

(単位:千円)

	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 (年間)	負担者及び負担額		
					国	県	事業者等
R7	77	名護東線	沖縄バス(株)	52,827	6,776	6,776	39,275
	52	与勝線	沖縄バス(株)	24,592	3,915	3,915	16,762
	82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,718	2,320	2,320	21,078
	105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,521	7,413	7,413	6,695
	51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	3,892	637	637	2,618
	62	中部線	(株)琉球バス交通	44,149	6,502	6,502	31,145
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	85,941	9,802	9,802	66,337
	67	辺土名線	共同運行 ※	39,981	6,443	6,443	27,095
	計			298,621	43,808	43,808	211,005

	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 (年間)	負担者及び負担額		
					国	県	事業者等
R8	77	名護東線	沖縄バス(株)	39,798	6,008	6,008	27,782
	52	与勝線	沖縄バス(株)	24,567	3,911	3,911	16,745
	82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,697	2,318	2,318	21,061
	105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,418	7,378	7,378	6,662
	51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	3,875	634	634	2,607
	62	中部線	(株)琉球バス交通	44,156	6,503	6,503	31,150
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	85,912	9,798	9,798	66,316
	67	辺土名線	共同運行 ※	39,953	6,438	6,438	27,077
	計			285,376	42,988	42,988	199,400

	系統番号	系統名	補助対象事業者	欠損額 (年間)	負担者及び負担額		
					国	県	事業者等
R9	77	名護東線	沖縄バス(株)	39,839	6,014	6,014	27,811
	52	与勝線	沖縄バス(株)	24,583	3,913	3,913	16,757
	82	玉泉洞糸満線	(株)琉球バス交通	25,712	2,319	2,319	21,074
	105	豊見城市内一周線	(株)琉球バス交通	21,487	7,401	7,401	6,685
	51	百名線(船越)	(株)琉球バス交通	3,887	636	636	2,615
	62	中部線	(株)琉球バス交通	44,151	6,502	6,502	31,147
	65/66	本部半島線	共同運行 ※	85,928	9,800	9,800	66,328
	67	辺土名線	共同運行 ※	39,972	6,441	6,441	27,090
	計			285,559	43,026	43,026	199,507

※沖縄バス(株)と(株)琉球バス交通の共同運行。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
(地域間幹線系統)

令和7年度

都道府県 (市区町村)	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫補助額(千円)	協働 特例措置
沖縄県	沖縄バス(株)	(1) 77 名護東線	6,776	
	沖縄バス(株)	(2) 52 与勝線	3,915	
	(株)琉球バス交通	(3) 82 玉泉洞糸満線	2,320	
	(株)琉球バス交通	(4) 105 豊見城市内一周線	7,413	
	(株)琉球バス交通	(5) 51 百名線(船越)	637	
	(株)琉球バス交通	(6) 62 中部線	6,502	
	共同運行 (沖縄バス・琉球バス交通)	(7) 65/66 本部半島線	9,802	
	共同運行 (沖縄バス・琉球バス交通)	(8) 67 辺土名線	6,443	
合 計			43,808	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】					
		営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円
		営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円
		営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		6,628,514.4 km	経常収支率				79.42 %

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況		乗合バス事業【琉球バス】					
		営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	経常収益(イ)	2,665,191 千円
		営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	経常費用(ロ)	2,791,271 千円
		営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円	経常損益	△ 126,080 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		10,770,684.5 km	経常収支率				95.48 %

基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】					
		営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ')	1,256,126 千円
		営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ')	1,916,464 千円
		営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		7,462,479.4 km	経常収支率				65.54 %

基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業【琉球バス】					
		営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円	経常収益(イ')	2,252,480 千円
		営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円	経常費用(ロ')	2,702,956 千円
		営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円	経常損益	△ 450,476 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		11,232,588.1 km	経常収支率				83.33 %

基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】					
		営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ'')	1,168,712 千円
		営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ'')	1,827,113 千円
		営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		7,870,956.6 km	経常収支率				63.96 %

基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業【琉球バス】					
		営業収益	1,983,747 千円	営業外収益	50,760 千円	経常収益(イ'')	2,034,507 千円
		営業費用	2,579,157 千円	営業外費用	15,463 千円	経常費用(ロ'')	2,594,620 千円
		営業損益	△ 595,410 千円	営業外損益	35,297 千円	経常損益	△ 560,113 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		11,232,259.0 km	経常収支率				78.41 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ' =a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ'' =b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ =c
沖縄	231. 円 46 銭	247. 円 09 銭	262. 円 20 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の前年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 =ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ =ト
沖縄	246. 円 91 銭	259. 円 28 銭	246. 円 91 銭	234. 円 01 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	特例 措置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線との 競合率	補助ブロック 外乗入部 分、同一補 助ブロック 都道府県 外乗入部 分及び他 路線との競 合部分以 外のキロ 程の比率 (「チー(リ＋ ヌ＋ル)」 ÷「チ」＝ヲ
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ			オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ			
沖縄	1		本部 半島	名護 BT	渡久地	名護 BT	365 日	9734.0回 (26.6)	1.8	47.8 人	往54.0 km (平均) 復54.0 km	54.0 km	往0.0 km (平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%
	2		辺土名	名護 BT	大宜味	辺土名	365 日	4259.0回 (11.6)	2.2	25.5 人	往31.6 km 復31.6 km	31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%
合計			系統								往85.6 km 復85.6 km	85.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部 分、同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分及び 他路線との 競合部分以 外のキロ程 の比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経 費 の 限度額	タ又はレのうちいづれ か少ないほうの額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ'' = d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ' = e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ = f					
	1		100.00%	521,492.6km	128,761,737円	82. 円 11 銭	54,871,534円	626136.8km	87.円63銭	51,752,832円	629156.0km	82.円25銭	47,386,864円	619837.0km	76.円45銭	42,819,757 円	85,941,980 円	57,942,781 円	57,942,781 円
沖縄	2		100.00%	269,071.2km	66,436,369円	98. 円 32 銭	38,574,367円	399958.0km	96.円44銭	38,701,507円	399813.0km	96.円79銭	40,127,163円	394333.8km	101.円75銭	26,455,080 円	39,981,289 円	29,896,366 円	29,896,366 円
合計				790563.8km	195,198,106円		93,445,901円	1026094.8km		90,454,339円	1028969.0km		87,514,027円	1014170.8km		69,274,837 円	125,923,269 円	87,839,147 円	87,839,147 円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分 及び他路線との競合部 分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分 及び他路線との競合部 分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		57,942,781 円	57,942,781 円	19,604,700 円	19,604 千円	9,802.0 千円	85,941,980円	76,139,980円	9,802,000円	12.8%	27,999,199円	36.8%	0円	0.0%	38,338,781円	50.4%	
	2		29,896,366 円	29,896,366 円	12,886,364 円	12,886 千円	6,443.0 千円	39,981,289円	33,538,289円	6,443,000円	19.2%	10,084,923円	30.1%	0円	0.0%	17,010,366円	50.7%	
合計			87,839,147 円	87,839,147 円	32,491,064 円	32,490 千円	16,245.0 千円	125,923,269円	109,678,269円	16,245,000円	% 38,084,122円	%	0円	%	55,349,147円	%		

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ホ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】					
		営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円
		営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円
		営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		6,628,514.4 km	経常収支率				79.42 %

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況		乗合バス事業【琉球バス】					
		営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	経常収益(イ)	2,665,191 千円
		営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	経常費用(ロ)	2,791,271 千円
		営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円	経常損益	△ 126,080 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		10,770,684.5 km	経常収支率				95.48 %

基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】					
		営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ')	1,256,126 千円
		営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ')	1,916,464 千円
		営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		7,462,479.4 km	経常収支率				65.54 %

基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業【琉球バス】					
		営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円	経常収益(イ')	2,252,480 千円
		営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円	経常費用(ロ')	2,702,956 千円
		営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円	経常損益	△ 450,476 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		11,232,588.1 km	経常収支率				83.33 %

基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】					
		営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ'')	1,168,712 千円
		営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ'')	1,827,113 千円
		営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		7,870,956.6 km	経常収支率				63.96 %

基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業【琉球バス】					
		営業収益	1,983,747 千円	営業外収益	50,760 千円	経常収益(イ'')	2,034,507 千円
		営業費用	2,579,157 千円	営業外費用	15,463 千円	経常費用(ロ'')	2,594,620 千円
		営業損益	△ 595,410 千円	営業外損益	35,297 千円	経常損益	△ 560,113 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		11,232,259.0 km	経常収支率				78.41 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ'＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
沖縄	231. 円 46 銭	247. 円 09 銭	262. 円 20 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
沖縄	246. 円 91 銭	259. 円 28 銭	246. 円 91 銭	234. 円 01 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	特例 措置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線との 競合率	補助ブロッ ク外乗入部 分、同一補 助ブロック 都道府県 外乗入部 分及び他 路線との競 合部分以 外のキロ 程の比率					
				起点	主な 経由 地	終点					チ	オ													
																	①＝カッ コ内	②			①×② ＝③				
																					リ	ヌ	ル	ル÷チ	(チー(リ＋ ヌ＋ル)) ÷チ＝ヲ
沖縄	1		本部 半島	名護 BT	渡久地	名護 BT	365 日	9731.0回 (26.6)	1.8	47.8 人	往54.0 km (平均)	復54.0 km 54.0 km	往0.0 km (平均)	復0.0 km 0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均)	復0.0 km 0.0 km	往0.0 km (平均)	復0.0 km 0.0 km	0.00%	100.00%				
	2		辺土名	名護 BT	大宜味	辺土名	365 日	4256.0回 (11.6)	2.2	25.5 人	往31.6 km 復31.6 km	31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%				
合計			系統								往85.6 km 復85.6 km	85.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km				

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部 分、同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分及び 他路線との 競合部分以 外のキロ程 の比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経 費 の 限度額	タ又はしのうちいづれ か少ないほうの額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ'' = d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ' = e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ = f					
	1		100.00%	521,311.8km	128,717,096円	82. 円 11 銭	54,871,534円	626136.8km	87.円63銭	51,752,832円	629156.0km	82.円25銭	47,386,864円	619837.0km	76.円45銭	42,804,911 円	85,912,185 円	57,922,693 円	57,922,693 円
沖縄	2		100.00%	268,882.8km	66,389,852円	98. 円 32 銭	38,574,367円	399958.0km	96.円44銭	38,701,507円	399813.0km	96.円79銭	40,127,163円	394333.8km	101.円75銭	26,436,556 円	39,953,296 円	29,875,433 円	29,875,433 円
合計				790194.6km	195,106,948円		93,445,901円	1026094.8km		90,454,339円	1028969.0km		87,514,027円	1014170.8km		69,241,467 円	125,865,481 円	87,798,126 円	87,798,126 円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分 及び他路線との競合部 分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分 及び他路線との競合部 分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		57,922,693 円	57,922,693 円	19,597,903 円	19,597 千円	9,798.5 千円	85,912,185円	76,113,685円	9,798,500円	12.8%	27,989,492円	36.8%	0円	0.0%	38,325,693円	50.4%	
	2		29,875,433 円	29,875,433 円	12,877,341 円	12,877 千円	6,438.5 千円	39,953,296円	33,514,796円	6,438,500円	19.2%	10,077,863円	30.1%	0円	0.0%	16,998,433円	50.7%	
合計			87,798,126 円	87,798,126 円	32,475,244 円	32,474 千円	16,237.0 千円	125,865,481円	109,628,481円	16,237,000円	% 38.067,355円	%	0円	%	55,324,126円	%		

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ホ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11÷20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】					
		営業収益	1,372,564 千円	営業外収益	33,928 千円	経常収益(イ)	1,406,492 千円
		営業費用	1,748,757 千円	営業外費用	22,183 千円	経常費用(ロ)	1,770,940 千円
		営業損益	△ 376,193 千円	営業外損益	11,745 千円	経常損益	△ 364,448 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		6,628,514.4 km	経常収支率				79.42 %

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況		乗合バス事業【琉球バス】					
		営業収益	2,643,373 千円	営業外収益	21,818 千円	経常収益(イ)	2,665,191 千円
		営業費用	2,775,021 千円	営業外費用	16,250 千円	経常費用(ロ)	2,791,271 千円
		営業損益	△ 131,648 千円	営業外損益	5,568 千円	経常損益	△ 126,080 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		10,770,684.5 km	経常収支率				95.48 %

基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】					
		営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ')	1,256,126 千円
		営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ')	1,916,464 千円
		営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		7,462,479.4 km	経常収支率				65.54 %

基準期間の前年度の 損益状況		乗合バス事業【琉球バス】					
		営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円	経常収益(イ')	2,252,480 千円
		営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円	経常費用(ロ')	2,702,956 千円
		営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円	経常損益	△ 450,476 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		11,232,588.1 km	経常収支率				83.33 %

基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業【沖縄バス】					
		営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ'')	1,168,712 千円
		営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ'')	1,827,113 千円
		営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		7,870,956.6 km	経常収支率				63.96 %

基準期間の前々年度の 損益状況		乗合バス事業【琉球バス】					
		営業収益	1,983,747 千円	営業外収益	50,760 千円	経常収益(イ'')	2,034,507 千円
		営業費用	2,579,157 千円	営業外費用	15,463 千円	経常費用(ロ'')	2,594,620 千円
		営業損益	△ 595,410 千円	営業外損益	35,297 千円	経常損益	△ 560,113 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		11,232,259.0 km	経常収支率				78.41 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ'＝a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ＝b	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
沖縄	231. 円 46 銭	247. 円 09 銭	262. 円 20 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
沖縄	246. 円 91 銭	259. 円 28 銭	246. 円 91 銭	234. 円 01 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	特例 措置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線との 競合率	補助ブロック 外乗入部 分、同一補 助ブロック 都道府県 外乗入部 分及び他 路線との競 合部分以 外のキロ 程の比率	
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ									
																	①＝カ ッ内	②			①×② ＝③
沖縄	1		本部 半島	名護 BT	渡久地	名護 BT	365 日	9733.0回 (26.6)	1.8	47.8 人	往54.0 km (平均)	復54.0 km 54.0 km	往0.0 km (平均)	復0.0 km 0.0 km	0.00%	往0.0 km (平均)	復0.0 km 0.0 km	往0.0 km (平均)	復0.0 km 0.0 km	0.00%	100.00%
	2		辺土名	名護 BT	大宜味	辺土名	365 日	4258.0回 (11.6)	2.2	25.5 人	往31.6 km 復31.6 km	31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%
合計			系統								往85.6 km 復85.6 km	85.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部 分、同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分及び 他路線との 競合部分以 外のキロ程 の比率	計画実車走 行キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経 費 の 限度額	タ又はしのうちいづれ か少ないほうの額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ''÷マ'' = d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ' = e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ = f					
沖縄	1		100.00%	521,413.0km	128,742,083円	82. 円 11 銭	54,871,534円	626136.8km	87.円63銭	51,752,832円	629156.0km	82.円25銭	47,386,864円	619837.0km	76.円45銭	42,813,221 円	85,928,862 円	57,933,937 円	57,933,937 円
	2		100.00%	269,008.4km	66,420,864円	98. 円 32 銭	38,574,367円	399958.0km	96.円44銭	38,701,507円	399813.0km	96.円79銭	40,127,163円	394333.8km	101.円75銭	26,448,905 円	39,971,959 円	29,889,388 円	29,889,388 円
合計				790421.4km	195,162,947円		93,445,901円	1026094.8km		90,454,339円	1028969.0km		87,514,027円	1014170.8km		69,262,126 円	125,900,821 円	87,823,325 円	87,823,325 円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分 及び他路線との競合部 分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分 及び他路線との競合部 分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		57,933,937 円	57,933,937 円	19,601,708 円	19,601 千円	9,800.5 千円	85,928,862円	76,128,362円	9,800,500円	12.8%	27,994,925円	36.8%	0円	0.0%	38,332,937円	50.4%	
	2		29,889,388 円	29,889,388 円	12,883,356 円	12,883 千円	6,441.5 千円	39,971,959円	33,530,459円	6,441,500円	19.2%	10,082,571円	30.1%	0円	0.0%	17,006,388円	50.7%	
合計			87,823,325 円	87,823,325 円	32,485,064 円	32,484 千円	16,242.0 千円	125,900,821円	109,658,821円	16,242,000円	% 38,077,496円	%	0円	%	55,339,325円	%		

- (1) 記載要領
- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ホ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）
- (2) 添付書類
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

系統65・66番本都半島線 本線急送キロ表

系統65・66
本都半島線 本線

停留所名	区間	累計	備考
○名瀬バスターミナル	0.0	0.0	
○名瀬市役所前	1.3	1.3	
○名瀬十字路	1.3	2.6	
○県立北部病院前	0.5	3.1	
↑中区	0.4	3.5	
○大北	0.8	4.3	
↑大北二区	0.4	4.7	
↓伊勢川入口	0.6	5.3	
○伊勢川	0.2	5.5	
○伊勢川団地入口	0.6	6.1	
○内原入口	0.2	6.3	
○我部相河	0.5	6.8	
↑河知農協前	0.2	7.0	
○福田小学校入口	0.4	7.4	
○呉我入	0.5	7.9	
○呉我	0.4	8.3	
○呉我橋	0.2	8.5	
↓我部井	3.3	11.8	
○湧川	0.4	12.2	下00み
第二湧川	0.5	12.7	
○ワルミ入口	0.9	13.6	
↑憩謝堂	0.3	13.9	
○天底	0.6	14.5	
↑天底入口	0.2	14.7	
○山岳	0.8	15.5	
○仲宗根	0.3	15.8	
今郷仁村役場前	0.6	16.4	
↓今郷仁農協前	0.2	16.6	
○謝名	0.2	16.8	
↑今郷仁小学校前	0.3	17.1	
越地	0.3	17.4	
↓ワズ入口	0.3	17.7	
○平敷	0.4	18.1	
○仲茂次	0.6	18.7	
○与那瀬	0.4	19.1	
○謝志	0.8	19.9	
○兼次	0.5	20.4	
○今郷仁城跡入口	0.9	21.3	
↑今泊	0.4	21.7	
○具志堅	1.3	23.0	
第一具志堅	0.4	23.4	
○新里入口	0.7	24.1	
新里	1.1	25.2	
佐賀入口	0.6	25.8	
高良原	0.5	26.3	
備瀬出口	0.2	26.5	
備瀬入口	0.3	26.8	
↓石川入口	0.8	27.6	
○記念公園前	0.3	27.9	
○西原	0.5	28.4	
山川	0.4	28.8	
南ゲート	0.7	29.5	
↓堀の内入口	0.4	29.9	
○浦崎	0.3	30.2	
メージャフ	0.5	30.7	
○浜元	0.4	31.1	
本都高校入口	0.6	31.7	
○浜久地	0.8	32.5	
○谷茶	0.5	33.0	
○第二大浜	0.6	33.6	
第一大浜	0.4	34.0	
大小堀	0.2	34.2	
第二浜崎	0.4	34.6	
第一浜崎	0.3	34.9	
↑健聖入口	0.2	35.1	
○本部港	0.6	35.7	
○崎本部	1.5	37.2	
○堀川	1.6	38.8	
石山原	0.5	39.3	
○部間	1.1	40.4	
○セメント工場前	3.2	43.6	
第二安和	0.3	43.9	
第一安和	0.1	44.0	
↓勝山入口	0.4	44.4	
○山入道	0.2	44.6	
○堀川入口	1.7	46.3	
屋部	0.5	46.8	
↓第三手茂佐	0.6	47.4	
○第二手茂佐	0.2	47.6	
第一手茂佐	0.4	48.0	
北農前	0.2	48.2	
○宮里	1.0	49.2	
↑第一宮里	0.3	49.5	
名瀬市役所北口	0.3	49.8	
↓北部合同庁舎前	0.3	50.1	
↓大西	0.4	50.5	
↓大中	0.2	50.7	
○名瀬十字路	0.2	50.9	
↑名瀬城入口	0.3	51.2	
名瀬職安前	0.3	51.5	
名瀬市役所前	1.2	52.7	
○名瀬バスターミナル	1.3	54.0	

系統65・66
本都半島線 謝花経由

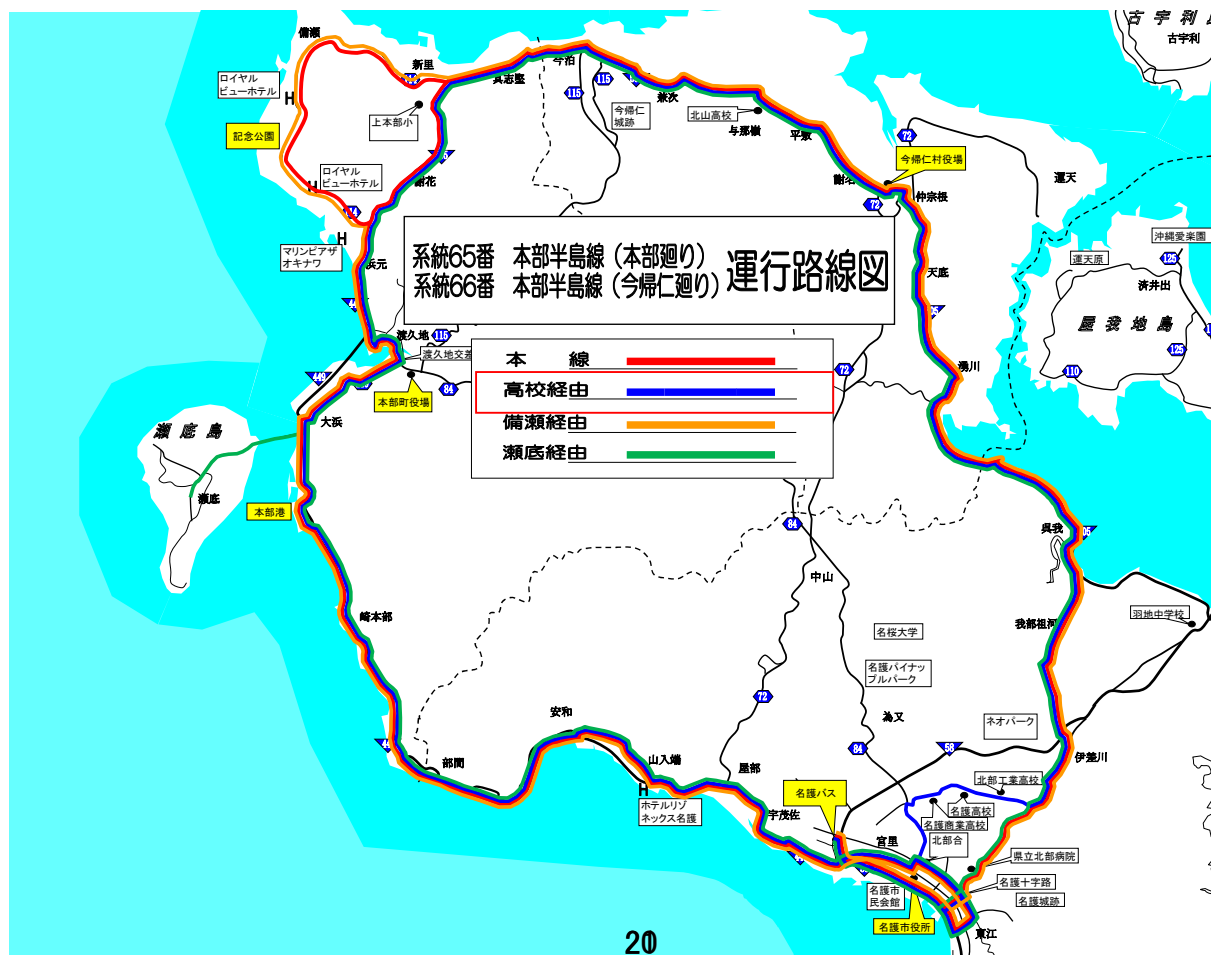
停留所名	区間	累計	備考
○名瀬バスターミナル	0.0	0.0	
○名瀬市役所前	1.3	1.3	
○名瀬十字路	1.3	2.6	
○県立北部病院前	0.5	3.1	
↑中区	0.4	3.5	
○大北	0.8	4.3	
↑大北二区	0.4	4.7	
↓伊勢川入口	0.6	5.3	
○伊勢川	0.2	5.5	
○伊勢川団地入口	0.6	6.1	
○内原入口	0.2	6.3	
○我部相河	0.5	6.8	
↑河知農協前	0.2	7.0	
○福田小学校入口	0.4	7.4	
○呉我入	0.5	7.9	
○呉我	0.4	8.3	
○呉我橋	0.2	8.5	
↓我部井	3.3	11.8	
○湧川	0.4	12.2	
第二湧川	0.5	12.7	
○ワルミ入口	0.9	13.6	
↑憩謝堂	0.3	13.9	
○天底	0.6	14.5	
↑天底入口	0.2	14.7	
○山岳	0.8	15.5	
○仲宗根	0.3	15.8	
今郷仁村役場前	0.6	16.4	
↓今郷仁農協前	0.2	16.6	
○謝名	0.2	16.8	
↑今郷仁小学校前	0.3	17.1	
越地	0.3	17.4	
↓ワズ入口	0.3	17.7	
○平敷	0.4	18.1	
○仲茂次	0.6	18.7	
○与那瀬	0.4	19.1	
○謝志	0.8	19.9	
○兼次	0.5	20.4	
○今郷仁城跡入口	0.9	21.3	
↑今泊	0.4	21.7	
○具志堅	1.3	23.0	
第一具志堅	0.4	23.4	
○新里入口	0.7	24.1	
上本都小中学校入口	0.4	24.5	
葛津宇入口	0.6	25.1	
○北里	0.3	25.4	
○謝花	0.5	25.9	
↑謝花入口	0.3	26.2	
○浦崎	0.6	26.8	
メージャフ	0.5	27.3	
○浜元	0.4	27.7	
本都高校入口	0.6	28.3	
○浜久地	0.8	29.1	
○谷茶	0.5	29.6	
○第二大浜	0.6	30.2	
第一大浜	0.4	30.6	
大小堀	0.2	30.8	
第二浜崎	0.4	31.2	
第一浜崎	0.3	31.5	
↑健聖入口	0.2	31.7	
○本部港	0.6	32.3	
○崎本部	1.5	33.8	
○堀川	1.6	35.4	
石山原	0.5	35.9	
○部間	1.1	37.0	
○セメント工場前	3.2	40.2	
第二安和	0.3	40.5	
第一安和	0.1	40.6	
↓勝山入口	0.4	41.0	
○山入道	0.2	41.2	
○堀川入口	1.7	42.9	
○本部港	0.5	43.4	
↓第三手茂佐	0.6	44.0	
○第二手茂佐	0.2	44.2	
第一手茂佐	0.4	44.6	
北農前	0.2	44.8	
↑宮里	1.0	45.8	
↑第二宮里	0.3	46.1	
名瀬市役所北口	0.3	46.4	
↓北部合同庁舎前	0.3	46.7	
↓大西	0.4	47.1	
↓大中	0.2	47.3	
○名瀬十字路	0.2	47.5	
↑名瀬城入口	0.3	47.8	
名瀬職安前	0.3	48.1	
名瀬市役所前	1.2	49.3	
○名瀬バスターミナル	1.3	50.6	

系統65・66
本都半島線 謝花・備瀬経由

停留所名	区間	累計	備考
○名瀬バスターミナル	0.0	0.0	
○名瀬市役所前	1.3	1.3	
○名瀬十字路	1.3	2.6	
○県立北部病院前	0.5	3.1	
↑中区	0.4	3.5	
○大北	0.8	4.3	
↑大北二区	0.4	4.7	
↓伊勢川入口	0.6	5.3	
○伊勢川	0.2	5.5	
○伊勢川団地入口	0.6	6.1	
○内原入口	0.2	6.3	
○我部相河	0.5	6.8	
↑河知農協前	0.2	7.0	
○福田小学校入口	0.4	7.4	
○呉我入	0.5	7.9	
○呉我	0.4	8.3	
○呉我橋	0.2	8.5	
↓我部井	3.3	11.8	
○湧川	0.4	12.2	下00み
第二湧川	0.5	12.7	
○ワルミ入口	0.9	13.6	
↑憩謝堂	0.3	13.9	
○天底	0.6	14.5	
↑天底入口	0.2	14.7	
○山岳	0.8	15.5	
○仲宗根	0.3	15.8	
今郷仁村役場前	0.6	16.4	
↓今郷仁農協前	0.2	16.6	
○謝名	0.2	16.8	
↑今郷仁小学校前	0.3	17.1	
越地	0.3	17.4	
↓ワズ入口	0.3	17.7	
○平敷	0.4	18.1	
○仲茂次	0.6	18.7	
○与那瀬	0.4	19.1	
○謝志	0.8	19.9	
○兼次	0.5	20.4	
○今郷仁城跡入口	0.9	21.3	
↑今泊	0.4	21.7	
○具志堅	1.3	23.0	
第一具志堅	0.4	23.4	
○新里入口	0.7	24.1	
新里	1.1	25.2	
佐賀入口	0.6	25.8	
高良原	0.5	26.3	
備瀬出口	0.2	26.5	
備瀬入口	0.3	26.8	
↓石川入口	0.8	27.6	
○記念公園前	0.3	27.9	
○西原	0.5	28.4	
山川	0.4	28.8	
南ゲート	0.7	29.5	
↓堀の内入口	0.4	29.9	
○浦崎	0.3	30.2	
メージャフ	0.5	30.7	
○浜元	0.4	31.1	
本都高校入口	0.6	31.7	
○浜久地	0.8	32.5	
○谷茶	0.5	33.0	
○第二大浜	0.6	33.6	
第一大浜	0.4	34.0	
大小堀	0.2	34.2	
第二浜崎	0.4	34.6	
第一浜崎	0.3	34.9	
↑健聖入口	0.2	35.1	
○本部港	0.6	35.7	
○崎本部	1.5	37.2	
○堀川	1.6	38.8	
石山原	0.5	39.3	
○部間	1.1	40.4	
○セメント工場前	3.2	43.6	
第二安和	0.3	43.9	
第一安和	0.1	44.0	
↓勝山入口	0.4	44.4	
○山入道	0.2	44.6	
○堀川入口	1.7	46.3	
屋部	0.5	46.8	
↓第三手茂佐	0.6	47.4	
○第二手茂佐	0.2	47.6	
第一手茂佐	0.4	48.0	
北農前	0.2	48.2	
↑宮里	1.0	49.2	
↑第二宮里	0.3	49.5	
名瀬市役所北口	0.3	49.8	
↓北部合同庁舎前	0.3	50.1	
↓大西	0.4	50.5	
↓大中	0.2	50.7	
○名瀬十字路	0.2	50.9	
↑名瀬城入口	0.3	51.2	
名瀬職安前	0.3	51.5	
名瀬市役所前	1.2	52.7	
○名瀬バスターミナル	1.3	54.0	

系統65・66
本都半島線 高校経由

中津市 市街地 南・西側道路				
	停留所名	区間	累計	備考
○	名瀬バスターミナル	0.0	0.0	
○	名瀬市役所前	1.3	1.3	
○	名瀬十字路	1.3	2.6	
○	県立北部病院前	0.5	3.1	
↑	中区	0.4	3.5	
○	大北	0.8	4.3	
↑	大北二区	0.4	4.7	
↓	伊勢川入口	0.6	5.3	
○	伊勢川	0.2	5.5	
○	伊勢川団地入口	0.6	6.1	
○	内原入口	0.2	6.3	
○	我部相河	0.5	6.8	
↑	河知農協前	0.2	7.0	
○	福田小学校入口	0.4	7.4	
○	呉我入	0.5	7.9	
○	呉我	0.4	8.3	
○	呉我橋	0.2	8.5	
↓	我部井	3.3	11.8	
○	湧川	0.4	12.2	
○	第二湧川	0.5	12.7	
○	ワルミ入口	0.9	13.6	
↑	憩謝堂	0.3	13.9	
○	天底	0.6	14.5	
↑	天底入口	0.2	14.7	
○	山岳	0.8	15.5	
○	仲宗根	0.3	15.8	
↓	今郷仁村役場前	0.6	16.4	
↓	今郷仁農協前	0.2	16.6	
○	謝名	0.2	16.8	
↑	今郷仁小学校前	0.3	17.1	
	越地	0.3	17.4	
↓	ワズ入口	0.3	17.7	
○	平敷	0.4	18.1	
○	仲茂次	0.6	18.7	
○	与那瀬	0.4	19.1	
○	謝志	0.8	19.9	
○	兼次	0.5	20.4	
○	今郷仁城跡入口	0.9	21.3	
↑	今泊	0.4	21.7	
○	具志堅	1.3	23.0	
○	第一具志堅	0.4	23.4	
○	新里入口	0.7	24.1	
↑	上本都小中学校入口	0.4	24.5	
○	葛津宇入口	0.6	25.1	
○	北里	0.3	25.4	
○	謝花	0.5	25.9	
↑	謝花入口	0.3	26.2	
○	浦崎	0.6	26.8	
○	メージャフ	0.5	27.3	
○	浜元	0.4	27.7	
○	本都高校入口	0.6	28.3	
○	浜久地	0.8	29.1	
○	谷茶	0.5	29.6	
○	第二大浜	0.6	30.2	
○	第一大浜	0.4	30.6	
○	大小堀	0.2	30.8	
○	第二浜崎	0.4	31.2	
○	第一浜崎	0.3	31.5	
↑	健聖入口	0.2	31.7	
○	本部港	0.6	32.3	
○	崎本部	1.5	33.8	
○	堀川	1.6	35.4	
○	石山原	0.5	35.9	
○	部間	1.1	37.0	
○	セメント工場前	3.2	40.2	
○	第二安和	0.3	40.5	
○	第一安和	0.1	40.6	
○	勝山入口	0.4	41.0	
○	山入道	0.2	41.2	
○	堀川入口	1.7	42.9	
○	座部	0.5	43.4	
○	第三宇茂佐	0.6	44.0	
○	第二宇茂佐	0.2	44.2	
○	第一宇茂佐	0.4	44.6	
○	北農前	0.2	44.8	
○	宮里	1.0	45.8	
↑	第一宮里	0.3	46.1	
○	名瀬市役所北口	0.3	46.4	
○	名瀬原宿	0.7	47.1	
○	大西五丁目	1.4	48.5	
○	名瀬高校前	0.2	48.7	
↑	名瀬商工高校前	0.7	49.4	
○	大北	0.5	49.9	
↑	中区	0.8	50.7	
○	県立北部病院前	0.4	51.1	
○	名瀬十字路	0.5	51.6	
○	名瀬市役所前	1.3	52.9	
○	名瀬バスターミナル	1.3	54.2	



沖縄県地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 沖縄県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を沖縄県那覇市泉崎1-2-2に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 沖縄県警察本部交通部長又はその指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (9) 沖縄本島内の市町村及び交通利用者の代表者又はその指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第8条 第3条に規定する協議事項のうち、特定の事項に関する協議については、部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、沖縄県企画部交通政策課内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年7月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和5年11月29日から施行する。

沖縄県生活交通確保維持協議部会 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県地域公共交通協議会規約第8条の規定に基づき、沖縄県内の地域住民の生活交通の確保維持を図るため、沖縄県生活交通確保維持協議部会（以下「部会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の第7条及び第21条で規定する生活交通確保維持改善計画に関すること。
- (2) その他生活交通の確保に関すること。

(構成)

第3条 部会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員がやむ得ない事由により欠席する場合、その委員が指名する者を代理として出席させることができる。

(会長)

第4条 部会に会長を置き、会長は沖縄県企画部長をもって充てる。

- 2 会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 部会の議長は、会長が務める。
- 3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 4 部会の議事は、会議に出席した委員（代理出席者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じ、利用者の代表など関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(書面等による部会)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって委員の意見を求めることにより、部会の決議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。ただし、前条第3項中「出席」を「書面等により意思表示」と、同第4項中「会議に出席した委員（代理出席者を含む。）」を「書面等により意思表示した委員」と、同第5項中「関係者の出席を求め、」を「関係者から書面等により」に読み替える。

(事務局)

第8条 部会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、沖縄県企画部交通政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会及び事務局の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月29日から施行する。

(別表第1) 沖縄県生活交通確保維持協議部会委員

沖縄県企画部長
沖縄総合事務局運輸部長
那覇市長
宜野湾市長
石垣市長
浦添市長
名護市長
糸満市長
沖縄市長
豊見城市長
うるま市長
宮古島市長
南城市長
国頭村長
大宜味村長
東村長
今帰仁村長
本部町長
恩納村長
宜野座村長
金武町長
伊江村長
読谷村長
嘉手納町長
北谷町長
北中城村長
中城村長
西原町長
与那原町長
南風原町長
粟国村長
久米島町長
八重瀬町長
竹富町長
伊江島観光バス(株) 代表取締役社長
沖縄バス(株) 代表取締役社長
(株)琉球バス交通 代表取締役社長
平安座総合開発(株) 代表取締役社長
(株)八千代バス・タクシー 代表取締役社長
宮古協栄バス(資) 代表社員
(資)共和バス 代表社員
東運輸(株) 代表取締役社長
西表島交通(株) 代表取締役
沖縄県企画部交通政策課長

沖縄県地域公共交通協議会規約【細則】

沖縄県地域公共交通協議会規約第 12 条の規定に基づき、会長が別に定める細則を次のとおり定める。

(会議)

第 1 条 会議の議決方法は、沖縄県公共交通協議会規約第 7 条第 3 項の規定に基づくものとし、議決にあたっては交通事業者の意見を尊重するものとする。

(附則)

第 2 条 この細則は、令和 5 年 7 月 18 日から施行する。

地域公共交通確保維持改善事業実施要領

	平成23年	4月	1日	国総計第	5号
				国鉄財第	4号
				国鉄業第	4号
				国自旅第	20号
				国海内第	8号
				国空環第	5号
改正	平成23年	6月	1日	国総計第	23号
				国空事第	119号
改正	平成23年	8月	31日	国総支第	9号
				国自旅第	30号
改正	平成23年	12月	5日	国総支第	34号
改正	平成24年	5月	21日	国総支第	12号
				国自旅第	101号
改正	平成24年	11月	19日	国総支第	44号
				国自旅第	326号
改正	平成25年	5月	8日	国総支第	9号
				国鉄事第	29号
				国自旅第	22号
				国海内第	11号
				国空環第	14号
改正	平成25年	11月	29日	国総支第	62号
改正	平成26年	3月	28日	国総支第	88号
				国自旅第	620号
				国海内第	94号
				国空環第	95号
改正	平成26年	5月	21日	国総支第	13号
改正	平成27年	4月	9日	国総支第	67号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	328号
				国自旅第	379号
				国海内第	119号
				国空環第	90号
改正	平成28年	3月	31日	国総支第	61号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	471号
				国自旅第	408号
				国海内第	137号

て準用する場合を含む。)において定めている。これは、事業者選定に当たっては、価格だけでなく、サービスの品質や地域のニーズに沿った運行、安全性の確保などを総合的に考慮して、企画競争等により選定し、選定の意思決定について不透明な行為を抑止し、地域への説明責任を果たすことを目的とするものであって、その選定方法については企画競争に限定するものではない。

また、地方部などにおいては見込まれる運送予定者が1者である場合もありうるが、そのような場合においても、HP掲載により一定期間公募を行う等競争性のある手続きを実施する必要がある。

なお、利便増進計画又は運送継続計画には地域公共交通利便増進事業(以下「利便増進事業」という。)又は地域旅客運送サービス継続事業(以下「サービス継続事業」という。)の実施主体を記載することとされており、地域公共交通計画の策定段階においては運送予定者を選定済みであることも考えられる。このため、この場合については、交付要綱第7条第4項に規定する「これに拠りがたい事情」に該当するものとし、利便増進計画又は運送継続計画に実施主体として記載された者を運送予定者として記載することができるものとする。

④同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について

複数の運行系統がある場合に主系統とそれ以外の系統を比較した場合の差異が下記の基準の範囲内となっている場合は、両系統は同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

なお、主系統とは、補助対象系統を構成する運行系統群のうち、最も運行回数が多いもの(運行回数が同数の運行系統が複数ある場合は、最もキロ程が短いもの)をいう。

【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準】

ア. 基本的な取り扱い

1) 主系統のキロ程が10km未満の場合

主系統と異なる区間のキロ程が1km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

2) 主系統のキロ程が10km以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

イ. 活性化法法定協議会が特に認める場合の取り扱い

上記ア. の基準は満たさないものの、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統については、上記ア. の「1km以内」を「2km以内」、「10%以内かつ10km以内」を「20%以内かつ20km以内」に、それぞれ読み替えて適用する。

⑤地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における輸送量の算出等について

ア. 活性化法法定協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統の

「改善計画（２ヶ年計画）」を策定し、地域公共交通計画に添付するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。

- 6 補助対象期間の前補助対象期間の終了時において、前補助対象期間、前々補助対象期間及び前々々補助対象期間のいずれもが、定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況となった運行系統にあっては、前項の改善計画を実施するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。

（地域公共交通計画の認定の申請）

第 8 条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第 1 項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

- 2 前項の認定の申請は、様式第 1－1 による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の 6 月 30 日（補助金の交付を受けようとする前年度に第 109 条第 1 項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。

- 3 活性化法法定協議会は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に地域公共交通計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）第 2 条第 2 項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

二 運送予定者それぞれの、様式第 1－5 による補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

三 利便増進特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた利便増進計画の写し及び認定通知書の写し並びに利便増進特例を受けようとする運行系統の再編の概要

四 運送継続特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた運送継続計画の写し及び認定通知書の写し並びに運送継続特例を受けようとする運行系統の概要

- 4 活性化法法定協議会は、地域公共交通計画の計画期間が補助対象期間に満たない場合における前条第 1 項ただし書の合理的な理由がある場合には、地域公共交通計画に、合理的な理由を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

（地域公共交通計画の変更）

第 9 条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更に

ついて当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 前項の認定の申請は、様式第 1－2 による地域公共交通計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。
- 3 前条第 3 項の規定は、本条において準用する。

(地域公共交通計画の認定)

- 第 10 条 大臣は、活性化法法定協議会から第 8 条第 2 項の規定に基づく地域公共交通計画認定申請書又は前条第 2 項に基づく地域公共交通計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第 6 条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前（第 8 条第 2 項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあつては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあつては予定変更日前。次項において同じ。）に認定を行い、当該活性化法法定協議会に通知するものとする。
- 2 活性化法法定協議会は、前項の通知があったときは、当該通知に係る地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。
 - 3 前項の運送予定者は、活性化法法定協議会から同項の通知があったときは、当該通知の内容及び、補助対象期間における運行を行うものとする。

(補助金交付申請)

- 第 11 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 1－8 による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の提出をするときは、前条第 3 項の規定により運行を行った運送予定者（以下「運送実施者」という。）に関して、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）第 2 条第 2 項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 様式第 1－5 による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
 - 三 様式第 1－5－2 による補助対象期間に係る地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組実績

(交付の決定及び額の確定等)

- 第 12 条 大臣は、前条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第 1－9 による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、運送実施者が、認定を受けた地域公共交通計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、当該計画に記載された金額から全部又は一部を減額して補助対象事業者に対する補助金の額を確定